

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	農業農村整備事業（水質保全対策事業）																																						
地区名	あいつま 逢妻地区																																						
事業箇所	豊田市上丘町外																																						
事業のあらまし	<p>本地区は、豊田市の西部に位置する面積約 208ha の水田地帯である。都市化の進展等により、水源である河川の水質が悪化したため、昭和 39 年度から昭和 62 年度にかけてかんがい排水事業により枝下用水に水源を転換し、平成 8 年度から 14 年度にかけて水質保全対策事業により更新した。</p> <p>近年、施設のたわみ・沈下等による漏水や破損が頻発している。また、地区周辺の都市化が進展する中、工場の浸水被害等の深刻な事故が発生している。</p> <p>このため、本施設の更新整備を行うことで従前の用水機能を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。</p>																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>従前の用水機能を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>																																						
事業費	事業費	内訳																																					
	6.8 億円	■工事費 6.3 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.4 億円																																					
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 31 年度	完成予定年度	平成 34 年度																																	
事業内容	用水路工 2.1km																																						
II 評価																																							
① 事業の必要性	1) 必要性	本地区では、施設のたわみ・沈下等による漏水や破損が頻発していることから、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる恐れが生じているため、施設を改修する必要がある。また、費用対効果分析結果（B/C）は 1.20 であり、基準値の 1.0 を超えており、効果が期待できる。																																					
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>本地区の用水路は、近年、施設のたわみ・沈下等による漏水が頻発しており、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図るためには、本施設の早急な更新整備が必要である。</p>																																				
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事 ・管水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">6.8</td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	H33	H34	工種 区分	調査・設計	←	→				用地補償		←			→	工事 ・管水路工		←			→	事業費（億円）		6.8				
			H30	H31	H32	H33	H34																																
工種 区分	調査・設計	←	→																																				
	用地補償		←			→																																	
	工事 ・管水路工		←			→																																	
事業費（億円）		6.8																																					
判定	2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																					
	判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p>																																				

		<p><b>【理由】</b>          地元の合意形成が図られており、計画の実効性が期待できる。</p>
<p><b>Ⅲ 対応方針</b></p>		
<p>事業実施が          妥当である。</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。          事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>	
<p><b>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</b></p>		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外  <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b>          —  <b>【主な評価内容】</b>          ・作物生産の状況</p>		